

## 中間前金払制度の導入について

今回、建設業者の資金調達の円滑化を図り、市発注工事の適正な履行を確保するため、下記のとおり、中間前金払制度を導入します。

### ( 1 ) 制度概要

当初の前払金に加え、工事の進捗が $1 / 2$ を超えた時点で、請負代金の $10\%$ 以内の額を請求できる「中間前金払制度」を導入する

### ( 2 ) 支払条件

- 前払金の支払を受けていること
- 工期の $1 / 2$ を経過していること
- 工期の $1 / 2$ で実施すべき作業が行われていること
- すでに行われた作業に要する経費が $1 / 2$ を超えていること

### ( 3 ) 対象工事

予定価格 $500$ 万円以上の建設工事

### ( 4 ) 申請方法

- 受注者は上記「( 2 ) 支払条件」を満たした後、「認定請求書」及び「工事履行報告書」を工事担当課へ提出
- 工事担当課で支払条件を満たしていることを確認した後、受注者へ「認定調書」を交付
- 受注者は認定調書をもって、保証事業会社へ中間前払金保証の申込み
- 受注者は保証証書が交付された後、「保証証書（原本及び控え）」を契約検査課へ提出
- 「保証証書（控え）」をもって、受注者は工事担当課へ中間前払金の請求

### ( 5 ) 適用時期

平成 $28$ 年 $4$ 月 $1$ 日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事

# 中間前金払の手続きフロー

